

山口県土木建築部三者会議実施要領

1 目的

近年、高度化・複雑化する土木工事においては、事前に構造物などの安全性、経済性（品質、コスト、工程）及び環境対策などの条件を的確に把握して、施工計画、施工管理を実施することが重要となってきた。

また、公共工事の安全性や耐久性などの一層の品質向上に向け、トータルコストの縮減や新技術の導入、環境保全などにも留意し、発注者が求める品質や機能などを適切に工事に反映させることで、監督業務の充実を図る必要がある。

そこで、発注者と工事受注者（以下「施工者」という。）の間で通常行われている打合せ協議に、当該工事に係る詳細設計等を担当したコンサルタント（以下「設計者」という。）が加わる「三者会議」を実施する。これは、設計思想の確実な伝達、設計・施工条件や施工上の留意点等について検討・協議することで、監督業務の適正な履行並びに確実な施工が図られ、発注者が求める品質や機能を確保することを目的としている。

さらに、計画・設計及び施工分野の技術的知識を相互に交換することで、それぞれのさらなる技術力向上と、施工者においては施工現場の効率化、設計者においては成果品の品質向上を目指し、「三者会議」が大循環（計画・調査・設計、施工、維持管理の各段階を通じて情報を提供できる仕組み）の改善方策として提言されている（「設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会中間取りまとめ」（平成19年3月））ことを踏まえて実施するものとする。

2 「三者会議」の構成員

三者会議の構成員は、以下を基本とする。

- (1) 発注者 監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）
事業担当課職員等（必要により）
- (2) 施工者 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、
監理技術者補佐、必要に応じて専門の工事業者
- (3) 設計者 当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施したコンサルタントの技術者（委託契約当時の管理技術者、担当技術者等、設計・
施工条件を説明できる者）
なお、必要に応じて専門の工事業者を参加させることができる。

3 「三者会議」を実施する工事

原則として、業務委託した設計成果に基づく工事で、以下の工種または現場条件を有する工事は全て対象とする。ただし、発注者において、三者会議の必要性がないと判断した工事においては実施しない。

また、これ以外の工事においても、発注者が施工上の情報共有や意見交換等が必要と認めた工事については、三者会議を実施することができるものとする。

ア 工種

- ① 橋梁工を有する工事（補修・補強・耐震工事も含む）
- ② 杭基礎を伴う構造物工事
- ③ 軟弱地盤上の工事（軟弱地盤解析を伴うもの）
- ④ 地すべり対策及び斜面对策を伴う工事
- ⑤ 樋門・堰等を有する河川工事
- ⑥ 鋼製ダムを有する砂防工事
- ⑦ 地盤改良工を伴う防波堤・岸壁工事
- ⑧ 技術的難易度の高い工種を有する工事
- ⑨ 複雑な仮設構造物を伴う工事

- ⑩ その他重要構造物を有する工事
- イ 現場の条件
 - ① 複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
 - ② 作業工程に制約のある設計が行われている工事
 - ③ 新技術・新工法を用いて設計が行われている工事
 - ④ 近傍の工事や調査との調整が必要な工事
 - ⑤ 環境保全に特別な配慮が必要な工事
 - ⑥ その他特殊な条件のある工事

4 設計者との契約

三者会議の対象となった工事について、発注者は、原則として工事着手前に設計者と三者会議に関する業務委託について、契約を行う。

なお、経費の計上方法については別紙によるものとする。また、契約方法については別途定める。

5 設計者への工事情報の提供

発注者は、関係の設計者に対し、当該工事発注時期及び設計成果の関与箇所に関する情報を提供する。

6 当該工事設計図書での明示

発注者は、当該工事の設計図書（施工条件書）で三者会議の開催について明示する。

7 事前準備

(1) 施工者の対応

施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案に際して疑問点、確認を要する事項等を整理して、三者会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督職員に報告する。その際、設計図書の不具合があれば、その箇所を示す。

(2) 発注者（必要により設計者）の対応

監督職員は、施工者からの質問内容に対する回答を検討するとともに、必要に応じて設計者に対して情報提供し、検討が必要な事項について指示するものとする。

8 三者会議の開催

(1) 通知

監督職員は、施工者から報告を受けた三者会議の開催希望時期を基本として、設計者と日程調整し、開催日時を連絡するものとする。

監督職員は、施工者から報告を受けた照査結果及び疑問点等の内容について確認し、設計成果に係るものは事前に構成員にその内容を伝える。

(2) 開催

三者会議の進行は、監督職員（総括監督員もしくは主任監督員）が行う。

三者会議での確認事項等は以下によるものとする。

ア 設計者による設計意図の説明

設計者は、資料等により設計意図及び施工留意点等を的確に説明し、また施工者からの質問内容や新たな質問等に回答する。

イ 施工者による、設計図書の照査結果及び疑問点等の報告

施工者は、設計図書の照査及び現地調査の結果を報告する。その際、設計図書の不具合があれば、その箇所を示す。

ウ 発注者（必要により設計者）による施工者の疑問点等に対する回答
監督職員は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。必要により設計者が回答する。

エ 三者による施工留意点等の確認

三者会議の出席者は、契約図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件、意図及び施工上の留意事項について確認する。

三者会議により確認された事項について設計変更を要するものがあつた場合、発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。

オ 設計・施工に係る意見交換

上記確認事項の他、設計・施工に係る事項について、新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。

カ 以降の三者会議の活用の検討

以降の三者会議の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期等について協議し、三者の合意により決定するものとする。

(3) 開催時期及び開催回数

三者会議の開催時期については、施工者による設計図書の照査及び現地調査が終了した時点を原則とし、状況に応じて適時適切に対応する。

日時の決定については、施工者が開催時期を提案し、監督職員が設計者とも日程調整して決定する。

開催回数は、発注者が発議して開催するものは原則1回とするが、発注者が予めその必要性から特記仕様書に回数を定めているもの、または臨機の対応として8(2)カ の三者合意により発注者がその必要性を認めたものはこの限りではない。

(4) 結果

発注者は、打ち合わせた内容などを別途定める「三者会議実施資料」により三者の見解に相違がないことを確認し、協議結果をまとめ施工者及び設計者に示し、保管する。

9 その他

(1) 設計者または施工者からの申し出による三者会議の開催

発注者が三者会議の対象としなかつた工事においても、設計者または施工者から申し出があつたものについては、申し出た者の負担において三者会議を開催することを可能とする。

ただし、申し出を受け、発注者が必要と認めた工事については、発注者が費用を負担する。

(2) 設計業務の成果としての「施工上留意すべき点」の活用について

山口県業務委託共通仕様書において、設計業務の成果（第1211条）として定められている「施工計画書」や「施工上留意すべき点」を活用することにより、円滑な三者会議の運営に資するものとする。

附 則

この要領は、平成21年8月31日から施行する。

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

この要領は、平成26年12月5日から施行する。

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(別紙)

三者会議に関する経費の計上方法について

山口県土木建築部三者会議実施要領「4 設計者との契約」に示す、「三者会議に関する業務委託」に係る経費の計上については、下記のとおりとする。

記

- 1 三者会議の設計者に関する経費は、測量及び試験費（委託料）とする。
- 2 三者会議に要する経費については、以下のとおりとする。
 - (1) 直接人件費
主任技師0.5人/回 技師A0.5人/回
 - (2) 旅費交通費
 - ア 「業務関係積算基準及び標準歩掛表」によるものとし、旅費交通費の率を用いない積算とする。
 - イ 旅費交通費の積算上の基地は、当該設計業務の受注者が所在する市役所等とする。
 - (3) その他原価及び一般管理費等
「業務関係積算基準及び標準歩掛表」に基づき計上する。
 - (4) その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。